

大阪市条例第74号

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（公私の扶助を受ける者等に対する市民税の減免） 第57条 次の各号のいずれかに該当する者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると市長が認めるものに対しては、申請に基づき、第41条の納期に係る納付額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては支払回数割仮特別徴収税額又は支払回数割特別徴収税額）ごとに、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号については、生活のため公私の扶助を受ける期間中に納期限が到来する部分の税額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの月割額とし、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の	（公私の扶助を受ける者等に対する市民税の減免） 第57条 〔同左〕

属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額とする。）の減免に、第2号については、失業期間中に納期限が到来する部分の税額（年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額とする。）の減免に、それぞれ限る。

[(1)・(2) 略]

(3) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額の10分の6以下に減少する者（自己都合等退職者、所得税法第111条の規定による予定納税額の減額の承認の申請ができる者で当該申請をしないもの又は当該年中の不動産所得の金額、事業所得の金額（租税特別措置法第28条の4第1項、第37条の6第4項、第37条の10第1項、第37条

[(1)・(2) 同左]

(3) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額の10分の6以下に減少する者（自己都合等退職者、所得税法第111条の規定による予定納税額の減額の承認の申請ができる者で当該申請をしないもの又は当該年中の不動産所得の金額、事業所得の金額（租税特別措置法第28条の4第1項、第37条の6第4項、第37条の9第2項、第37条

の11第1項、<u>第37条の11の2第2項</u>、第37条の11の3第1項及び第2項並びに第41条の14第1項に規定する事業所得の金額を除く。)及び給与所得の金額の見積額の合計額が前年のこれらの所得の金額の合計額の10分の6を超える者を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免 [ア～ウ 略] [(4) 略] [2～5 略] 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の個人の市民税の医療費控除の特例) 第10条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第25条の規定による控除については、その者の選択により、同条第1項中「同項」とあるのは「同項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第17条 [略] [2～9 略] 10 法附則第15条第25項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備(同項に規	の10第1項、<u>第37条の10の2第2項</u>、第37条の11の3第1項及び第2項並びに第41条の14第1項に規定する事業所得の金額を除く。)及び給与所得の金額の見積額の合計額が前年のこれらの所得の金額の合計額の10分の6を超える者を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免 [ア～ウ 同左] [(4) 同左] [2～5 同左] 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の個人の市民税の医療費控除の特例) 第10条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第25条の規定による控除については、その者の選択により、同条第1項中「同項」とあるのは「同項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第17条 [同左] [2～9 同左] 10 法附則第15条第25項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備(同項に規
--	---

定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から<u>第20項</u>までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。 [11～13 略] <u>14 法附則第15条第25項第2号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、7分の6とする。</u> <u>15～22</u> [略] <u>23 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>24～27</u> [略] （新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第18条 [略] [2 略] <u>3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅（区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この項において同じ。）については、第1項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、第1項に規定する期間内に総務省令で定める書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することが</u>	定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から<u>第19項</u>までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。 [11～13 同左] [新設] <u>14～21</u> [同左] [新設] <u>22～25</u> [同左] （新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第18条 [同左] [2 同左] [新設]
---	---

できる。

4 前項の書類を第1項に規定する期間を経過した日以後に提出する場合には、当該期間内に提出することができなかった理由を記載した書面を併せて提出しなければならない。

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第25条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は同項に規定する令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第

[新設]

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第25条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は同項に規定する令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第

2 項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。 3 前 2 項の規定の適用を受ける土地（<u>令和 8 年度分</u>の固定資産税について第 1 項の規定の適用を受けるに至った場合における当該土地を除く。）に対して課する<u>令和 7 年度分</u>又は<u>令和 8 年度分</u>の固定資産税に限り、第 81 条中「第 78 条」とあるのは「附則第 25 条第 1 項又は第 2 項」とする。 4 <u>令和 8 年度分</u>の固定資産税について第 1 項の規定の適用を受ける土地に対して課する<u>令和 8 年度分</u>の固定資産税に限り、第 81 条中「第 78 条」とあるのは「附則第 25 条第 1 項」とする。 （通常市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例） 第 28 条 [略] [2 ・ 3 略] 4 <u>令和 7 年度</u>に係る賦課期日において第 2 項に規定する事情がある土地（第 6 項又は第 7 項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、法附則第 19 条の 2 第 4 項に定めるところによる。 5 <u>令和 7 年度</u>に係る賦課期日において第 3 項に規定する事情がある土地（次項又は第 7 項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、法附則第 19 条の 2 第 5 項に定める	2 項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。 3 前 2 項の規定の適用を受ける土地（<u>令和 5 年度分</u>の固定資産税について第 1 項の規定の適用を受けるに至った場合における当該土地を除く。）に対して課する<u>令和 4 年度分</u>又は<u>令和 5 年度分</u>の固定資産税に限り、第 81 条中「第 78 条」とあるのは「附則第 25 条第 1 項又は第 2 項」とする。 4 <u>令和 5 年度分</u>の固定資産税について第 1 項の規定の適用を受ける土地に対して課する<u>令和 5 年度分</u>の固定資産税に限り、第 81 条中「第 78 条」とあるのは「附則第 25 条第 1 項」とする。 （通常市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例） 第 28 条 [同左] [2 ・ 3 同左] 4 <u>令和 4 年度</u>に係る賦課期日において第 2 項に規定する事情がある土地（第 6 項又は第 7 項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、法附則第 19 条の 2 第 4 項に定めるところによる。 5 <u>令和 4 年度</u>に係る賦課期日において第 3 項に規定する事情がある土地（次項又は第 7 項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、法附則第 19 条の 2 第 5 項に定める
--	--

ところによる。

- 6 令和8年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第6項に定めるところによる。

- 7 令和8年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第7項に定めるところによる。

（田園住居地域内市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第28条の2 [略]

[2・3 略]

- 4 令和7年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地（第6項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第4項に定めるところによる。

- 5 令和7年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地（次項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第5項に定めるところによる。

- 6 令和8年度に係る賦課期日において第2

ところによる。

- 6 令和5年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第6項に定めるところによる。

- 7 令和5年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第7項に定めるところによる。

（田園住居地域内市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第28条の2 [同左]

[2・3 同左]

- 4 令和4年度に係る賦課期日において第2項に規定する事情がある土地（第6項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第4項に定めるところによる。

- 5 令和4年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地（次項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）については、附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第5項に定めるところによる。

- 6 令和5年度に係る賦課期日において第2

項に規定する事情がある土地については、 附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第6項に定めるところによる。 7 <u>令和8年度</u>に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、 附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第7項に定めるところによる。	項に規定する事情がある土地については、 附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第6項に定めるところによる。 7 <u>令和5年度</u>に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地については、 附則第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2の2第7項に定めるところによる。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市市税条例の規定中固定資産税に関する部分（同条例附則第17条第14項及び第23項の規定を除く。）は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。